

インタビュー調査からみる 日系アメリカ人二世兵士の朝鮮戦争への従軍動機と再定住

臺丸谷美幸^{1†}

The Motivation to Serve in the Korean War and Resettlement: Analyzing Interviews with Japanese American *Nisei* Veterans

Miyuki Daimaruya

Abstract : In the United States, the Korean War (1950–1953) has long been known as the “forgotten war.” However, the war was a watershed for racial minorities in the U.S. military. The U.S. racial policy was changed drastically after U.S. president Harry S. Truman signed Executive Order 9981 in 1948. This study analyzes the military service of Japanese American *Nisei* (the second generation) who served in the Korean War. The goal of this study is to clarify the transitions of social status of *Nisei* before and after their service. The paper highlights the *Nisei*'s motivation to serve in the military, using semi-structured interviews of Californian veterans that I conducted from 2008 to 2019. Most were *Nisei* and had U.S. citizenship as their birthright. However, their citizen status was insecure even in the fifties, and racial discrimination prevented them from obtaining adequate employment or college education. The Korean War GI Bill benefits definitely supported them after they returned from the battlefield. In this sense, military service in the Korean War became a pathway to success in the post-internment era for *Nisei*, yet it also revealed their unstable social status. This paper categorizes their motivations to serve from three elements: socioeconomic reasons, honor and dignity as U.S. soldiers, and their loyalty and patriotism for the United States. The multiple voices of my interviewees shows that while their difficult situations were certainly critical elements among their motivations for service, their various experiences still should not be considered as simply monolithic.

Key words : Korean War, *Nisei*, military service, resettlement, interview

I. はじめに

本稿は朝鮮戦争へ従軍した日系アメリカ人に関する研究である¹⁾。主に2008年より2019年にかけてアメリカ合衆国(以下、合衆国)カリフォルニア州にて筆者が単独で実施した朝鮮戦争(1950-1953年)へ従軍した日系アメリカ人二世(以下、日系二世)の退役軍人に対するインタビュー調査を基に考察する。日系二世とは、親世代が合衆国への日本人移民である第二世代を指す。本稿の目的は次の通りである。第一にこれまでの日系アメリカ人の歴史としてほ

ぼ焦点が当てられてこなかった第二次世界大戦直後、もしくは冷戦初期における日系アメリカ人の従軍経験を解明する。第二に一次資料として口述資料を利用することにより、いかに新たな1950年代の日系二世の歴史に焦点が当てられるかについて、朝鮮戦争期退役軍人のインタビュー調査を基に検討する。

日系アメリカ人による従軍の歴史からみれば、朝鮮戦争は日系アメリカ人が人種混成部隊に統合された決定的な時期であった。しかし、先行研究においては、第二次世界大戦期における日系アメリカ人で構成された人種隔離部隊の

2021年11月30日受付、2022年2月8日受理

1. 水産大学校水産流通経営学科 (Department of Fisheries Distribution and Management, National Fisheries University)

2. 〒759-6595 山口県下関市永田本町2-7-1 (2-7-1 Nagata-honmachi, Shimonoseki, Yamaguchi 759-6595)

†別刷り請求先 (corresponding author) : daimaruya.miyuki@fish-u.ac.jp

米国陸軍第442戦闘連隊 (the 442 Regimental Combat Team) や当時のハワイ準州で結成された第100歩兵大隊 (the 100th Infantry Battalion) が議論の中心であり、第442戦闘連隊が1946年に解隊した以後、つまり朝鮮戦争期の日系アメリカ人の従軍についての言及はほとんど存在しない。例えばEdwin Nakasone (1999)²⁾ や、柳田由紀子 (2010)³⁾ では、第二次世界大戦と朝鮮戦争、両戦争への従軍経験のある日系アメリカ人に対するインタビューを扱ってはいるが、議論の中心はあくまでも第二次世界大戦期における「二世部隊」の実態解明に向けられている。朝鮮戦争は日系アメリカ人が大戦後 (postwar) に経験した戦闘として紹介されているに過ぎず、副次的にあつかわれており、日系アメリカ人が朝鮮戦争期に従軍した意義そのものについては議論されていないのである。またMonica Kim (2019) は、朝鮮戦争下の捕虜尋問における日系アメリカ人兵士の暗躍に言及し、朝鮮戦争下のアジア系アメリカ人を中心とするエスニシティの複雑性を取り扱った画期的な研究であるが、冷戦初期における日系アメリカ人の参戦の意味そのものについての考察を目的とはしていない⁴⁾。

本稿では朝鮮戦争に参戦した日系アメリカ人二世の合衆国史における位置づけを確認しながら、1950年代初期当時の生活へ参戦がもたらした影響を明らかにする。臺丸谷美幸 (2013) では、米国空軍の看護兵士となった日系アメリカ人二世の女性が執筆した自伝と本人へのインタビューを基にジェンダーとエスニシティの視点から分析した。そして朝鮮戦争への従軍が結果的に、この二世女性にとって看護師という専門職へのキャリア形成に重要な役割を果たし、日系アメリカ人二世としての再定住 (resettlement) の終結をもたらしたことを明らかにした。この二世女性兵士の研究から、日系アメリカ人二世の再定住期における従軍という課題に加えて、冷戦初期における米国軍隊への参

入と市民権問題という新たな問題が浮き彫りとなった⁵⁾。

日系アメリカ人の「再定住」とは現在二つの意味で用いられている。一つ目は第二次世界大戦中に戦時転住局 (War Relocation Authority, 以下WRA) が実施した「模範的な日系アメリカ人」を対象とした再定住計画であり、この計画を基に行われた1942年以降の日系アメリカ人の転住とそれに伴う経験、転住生活一般を指す。WRAは全米に10か所作られた日系アメリカ人強制収容所の管理・運営に当たっていた。WRAによる再定住計画に従い10代から20代の若者であった日系二世の収容者たちは、中西部や東海岸へ再転住した。二つ目は1945年以降のキャンプ閉鎖が確定した後に、収容政策前に日系アメリカ人が居住していた故郷である西海岸への帰還を含めて、収容所から出所後の社会 (再) 参入の過程、あるいは彼らの日常生活の再建過程を意味する⁶⁾。本稿における「再定住」は、二つ目の意味で用いる^{7) 8)}。

これらの研究背景、問題の所在を基に、朝鮮戦争期の従軍経験は従軍者であった日系二世の再定住過程にいかなる影響を及ぼしたのか、従軍は日系二世の社会参入を後押ししたのかという問いを出発点とし、特に朝鮮戦争への従軍動機に焦点を当て、軍隊参入前後における彼らの社会的立場の変化を明らかにしたい。

本稿の構成については、はじめに朝鮮戦争期の日系アメリカ人兵士誕生に至る歴史的背景について概括する。次にインタビュー調査を基に日系アメリカ人二世の従軍動機に迫る。そして彼らの語りを基に当時の日系アメリカ人二世の社会的立場とその変化に着目しながら、朝鮮戦争期の従軍経験が彼らの生活に及ぼした影響について検討していく。

¹⁾ 本稿は、臺丸谷美幸「冷戦初期における日系アメリカ人の朝鮮戦争従軍経験——ジェンダーとエスニシティの視座から」(博士論文、2014年)を基に発展させ、2019年9月24日に水産大学校—釜慶大学校第25回学術交流会(於：韓国・釜慶大学校)にて口頭発表した、Miyuki Daimaruya, “Can public history be written from a personal narrative?: Addressing Japanese American military service experiences and citizenship issues collected in interview research” (パブリック・ヒストリーは個人の語りから書くことは可能か——インタビュー調査にみる日系アメリカ人の従軍経験と市民権問題)を本誌にあわせて大幅改稿したものである。

²⁾ Nakasone, *The Nisei Soldier*.

³⁾ 柳田『二世兵士激闘の記録』。

⁴⁾ Kim, *The Interrogation Rooms of the Korean War*.

⁵⁾ 臺丸谷「*Kiyo's Story*にみる日系アメリカ人二世女性の『再定住』」, 92-93.

⁶⁾ WRAによる再定住政策を「自発的な再定住 (voluntary resettlement)」と称し区分する場合もある。Hansen, “Resettlement.”

⁷⁾ 臺丸谷は「再定住」という言葉を今日の学界でも両義的に使い続けていることに対する問題点を指摘している。臺丸谷「*Kiyo's Story*にみる日系アメリカ人二世女性の『再定住』」, 82-83.

⁸⁾ 再定住の期間は、1942年から日系一世の帰化が可能となる移国籍法 (マッカラン=ウォルター法) 制定の1952年頃と定義される場合が多く、本稿もこれに倣うものとする。期間を巡る議論については、臺丸谷「*Kiyo's Story*にみる日系アメリカ人二世女性の『再定住』」, 82. を参照。

II. 朝鮮戦争期日系アメリカ人兵士の 従軍背景と社会的評価

2-1. 国際情勢と国内事情

1950年6月25日、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）の軍隊が北緯38度線を超え、南進した。大韓民国（以下、韓国）の首都ソウルは僅か3日で陥落した。合衆国による朝鮮半島への軍事介入の決定は、非常に早い段階で行われた。1949年の中華人民共和国樹立による「中国の喪失」(Loss of China)を経験していた合衆国政府にとって、朝鮮半島への即時的軍事介入は極東アジアの赤化を食い止めるため必須であった。6月29日、ニューヨーク国連本部の安全保障理事会において、合衆国の主導による韓国への全面支援と国連軍の派遣が採決され、合衆国は国連軍の傘下、参戦国21か国のうち最大規模の軍隊を投入した。朝鮮戦争は東西冷戦対立の代理戦争であった。南北の休戦会談は長期化し、1953年7月に平和協定の無い「停戦」で合意に至った。朝鮮半島を南北に分かつ分断線は1945年8月に米ソ間で暫定的に取り決めたものとはほぼ変わりなく、朝鮮半島は今日に至るまで分断されたままである⁹⁾。

一方、合衆国では朝鮮戦争は長らく「忘れられた戦争」と称され、人々の関心を払わない戦争と位置づけられてきた¹⁰⁾。しかし朝鮮戦争期には1,789,000人の米国人が従軍し、米国人兵士の年間あたりの犠牲者数は、その後10年継続し「負けた戦争」として合衆国のトラウマとして扱われてきたヴェトナム戦争のそれよりも多い¹¹⁾。20世紀に起きた合衆国の対東アジア戦争である朝鮮戦争を合衆国史の視点から議論する意義は十分にあるだろう。

さらに国内問題に目を向ければ、合衆国国内の人種問題という観点からも朝鮮戦争は重要である。同時代、東西冷戦対立の激化と米国国内における公民権運動の興隆を背景として、合衆国軍隊においてエスニック・マイノリティに対する扱いが大きく変容したからだ。冷戦初期の国際社会において、合衆国が帝國的覇権を保ちながら、西側陣営のイニシアティブを発揮していくためには、政府は東側陣営

よりリベラルな国家像を示す必要があった。東側陣営からの合衆国政府への最大の攻撃要因は、国内におけるアフリカ系アメリカ人に対する人種差別問題であり、政府はこの問題に早急に取り組みなければならなかったのである¹²⁾。そのため、同時代は軍隊におけるエスニック・マイノリティに対する人種統合が推進されたのである。

当時の合衆国大統領ハリー・S・トルーマン (Harry S. Truman) は1946年12月に大統領行政命令第9808号 (Executive Order 9808) により¹³⁾、大統領諮問機関である大統領市民権委員会 (the President's Committee on Civil Rights) を設置し、1年間の活動期間中に人種差別の実態把握と調査、人種平等の推進を目指した¹⁴⁾。また1948年は合衆国軍隊におけるエスニック・マイノリティに対する人種統合を考える上で特に重要である。同年6月に大統領は大統領行政命令第9981号 (the Executive Order 9981) へ署名した。この大統領令によって「すべての人は従軍時に平等な扱いと機会均等」が保証された¹⁵⁾。さらに同月には大統領行政命令10240 (the Executive Order 10240) を基に「女性の従軍に関する統合法」(The Women's Armed Services Integration Act of 1948) も議会通过した。「この法律は陸軍、海軍、海兵隊、そして近年組織された空軍において女性が永続的かつ正規の構成員として服務する権利を承諾した」のであった¹⁶⁾。

ここで確認しておきたいのは、1948年の軍備再編以後、初の実戦にあたるのが朝鮮戦争であり、そしてこの軍備再編とは人種・エスニシティとジェンダーを軸とするものであった点である。朝鮮戦争期はエスニック・マイノリティの男性と女性の双方が就く任務が多様化し、女性が正規の軍人と認められ軍隊の中核部へとさらに接近していく時期と重なるのである。つまり朝鮮戦争期の日系アメリカ人の従軍を検討することは、日系アメリカ人における従軍の歴史的解明のみならず、合衆国におけるエスニック・マイノリティに対する軍隊での変遷を把握する意味においても意義がある。

⁹⁾ 朝鮮戦争開戦の経緯については和田「朝鮮戦争」を参照。

¹⁰⁾ 「忘れられた戦争」の起源についてはさらなる検討の余地があるが、Go For Broke National Education Centerの公式ホームページでは1951年10月の*US News and World Report*にはすでにこの表現が使われていたことが紹介されている。Go For Broke National Education Center. "Korean War."

¹¹⁾ ヴェトナム戦争は10年間で約5万人の合衆国兵士の戦死者を出したが、朝鮮戦争は3年間で約3万4千人の戦死者を出し、年間の戦死率に換算すると倍以上となる。Department of Veterans Affairs, "America's Wars."

¹²⁾ Dudziak, *Cold War Civil Rights*, 12.

¹³⁾ Harry S. Truman Library & Museum. "Executive Order 9808."

¹⁴⁾ 中野「市民権改革の始動」, 166-212.

¹⁵⁾ Harry S. Truman Library & Museum. "Executive Order 9981."

¹⁶⁾ US Capitol Visitor Center. "The Women's Armed Services Integration Act."

2-2. 朝鮮戦争期日系アメリカ人兵士概要

朝鮮戦争期の日系アメリカ人兵士は、その歴史的重要性にもかかわらず合衆国史はおろか、日系アメリカ人史でも長らく関心が払われない存在であった。同時代の特徴は、軍隊において人種統合が進んだ結果として彼らが人種混成部隊に再編され戦った点にこそあるが、皮肉にもそのために正確な「日系アメリカ人」の従軍者数は把握できていない。米国国防総省と後述する日系アメリカ人朝鮮戦争退役軍人会 (Japanese American Korean War Veterans Association, 以下JAKWV) の推定によれば、朝鮮戦争期の日系アメリカ人の従軍者数は約5,000人から6,000人とされる。うち2,000人から3,000人は朝鮮半島に渡った戦闘員経験者である¹⁷⁾¹⁸⁾。僅かであるが日系アメリカ人女性の志願も確認している¹⁹⁾。日系アメリカ人男性が陸軍だけでなく、海軍、空軍、海兵隊へ志願が認められ入隊していくのもこの時期からである。従軍者の大半は日系二世であった。日系二世はおおよそ1910年代から30年代に出生している。合衆国生まれのため生得の権利として合衆国市民権 (国籍) を保持していた。合衆国における「市民権」という語には二つの意味がある。一つ目は法的地位を指し、国籍と同等である。二つ目は「(市民が) 諸権利をもつ権利 (“the right to have rights”）」という意味である²⁰⁾。つまり日系二世たちは一つ目の「市民権」は保持しつつも、二つ目の「市民権」については問題を抱えていたと理解できよう。

2-3. 模範的兵士としての社会的評価

当時の合衆国社会は朝鮮戦争期の日系アメリカ人兵士をいかに評価していたのだろうか。先に述べた大統領行政命令第9981号とは東西冷戦対立を背景として米軍で実施された人種平等政策であり、合衆国国内における公民権運動の成果であった。つまり本来はアフリカ系アメリカ人に対する人種差別是正を目的とするものであった。しかし偶発的ながらもアフリカ系アメリカ人より先んじてこの「恩恵」を享受できたのは、アジア系アメリカ人の中でも日系アメ

リカ人であった。日系アメリカ人兵士は、エスニック・マイノリティ兵士の中でも人種平等な国家の実現を表象レベルで果たす重要な役割を担った。例えば、アフリカ系アメリカ人に先立って1953年、日系アメリカ人の帰還兵であったハーシー・ヒロシ・ミヤムラ軍曹に対し米国軍人へ授与される最高の賞である議会名誉勲章が授与されたのは象徴的な出来事であろう。ミヤムラは北朝鮮捕虜として28か月の捕虜生活を経て生還し、祖国帰還と同時に勲章を授与された²¹⁾。

ではなぜ日系アメリカ人兵士が同時代においてエスニック・マイノリティを代表する存在となりえたのだろうか。その理由は合衆国政府にとって朝鮮戦争期の日系アメリカ人の従軍は好ましいものだったからだ。第一に彼らはエスニック・マイノリティの中でも非常に少ない集団のため、為政者にとって数の脅威とはなりえなかったからである。為政者がアジア系の日系アメリカ人兵士を「厚遇」することで人種平等の理念は謳いながら、一方でアフリカ系アメリカ人兵士の台頭を牽制していたと考えられる。事実、退役軍人省が2000年に発表した統計調査によると、朝鮮戦争期従軍者の内訳において最大の「マイノリティ」はアフリカ系アメリカ人であり、全体の7パーセントを占めていた。一方、日系アメリカ人だけでなく、アジア系アメリカ人全人口を合わせても、アジア系は軍人人口全体の1パーセントにも満たなかった²²⁾。またアフリカ系アメリカ人兵士の隔離部隊は1951年まで存在しており、名目上は人種平等が達成されているはずの合衆国軍隊における人種隔離部隊の存在は都合が悪かったものと考えられる²³⁾。

第二に、第二次世界大戦期には日系アメリカ人は合衆国政府から「敵性外国人」とみなされていた。そのため、朝鮮戦争期の日系アメリカ人兵士の存在とは、太平洋戦争終結からわずか5年後に登場した、まさに合衆国政府の求める理想的なマイノリティの姿となった。彼らの従軍は、エスニック・マイノリティのゆるぎない合衆国への国家忠誠を示し、彼らの存在こそが合衆国は反共でありながらも、

¹⁷⁾ Wada, *Americans in the Ancestry in the Korean War*, viii.

¹⁸⁾ 朝鮮半島への派兵数の推定についてはJAKWV初代会長であるロバート・ミツル・ワダ (Robert Mitsuru Wada) 氏からの情報提供による。

¹⁹⁾ 後述の空軍看護部隊所属であった調査対象者K.S.の他に、対面は叶っていないが、カリフォルニア州内で他に2名の女性の従軍者が確認できている。うち1名は米国海兵隊の退役軍人であり、JAKWVの創立メンバーでもある。Wada, *Americans in the Ancestry in the Korean War*, 4. (同頁の掲載写真を参照)。

²⁰⁾ 山倉『市民的自由』, 197-198. 合衆国最高裁判事アール・ウォーレン (Earl Warren) による1958年の *Perez v. Brownell* 判決に際して示された定義。

²¹⁾ 臺丸谷「ハーシー・ヒロシ・ミヤムラはなぜ議会名誉勲章授与者となったのか」, 51.

²²⁾ United States Department of Veterans Affairs. “Data on Veterans of the Korean War.”

²³⁾ 臺丸谷「ハリウッド映画に描かれた朝鮮戦争下の二世兵士」, 122-123.

リベラルで人種平等な社会を実現できている証拠となったのであった²⁴⁾。

Ⅲ. 調査概要

本稿では日系二世の退役軍人に対しインタビュー調査を実施した。インタビュー調査を導入した理由として、日系アメリカ人史におけるオーラル・ヒストリーの果たしてきた役割の重要性を指摘しておきたい。一般的に人種・エスニシティ、ジェンダー、階級などあらゆる側面においてマイノリティと社会的に位置づけられてきた人々の存在は、公的文書へ記録されることは少なく、マイノリティの歴史とはその当事者の証言を基に構築され、個人の口述資料に依拠する形で発展してきたといっても過言ではない。これは長らく合衆国においてエスニック・マイノリティと扱われてきた日系アメリカ人においても同様である。特に1940年代の西海岸における日系アメリカ人強制立ち退き、収容政策、大戦後の日系アメリカ人の社会再参入についての実態解明には、日系一世、日系二世を中心とする収容経験者の語りや証言が不可欠なものであった。1960年代の日系人収容政策に対するリドレス運動の興隆に続き、1981年に行われた日系アメリカ人の戦時強制収容と抑留に関する委員会による日系アメリカ人の強制立ち退き・収容に関する公聴会は、まさに日系アメリカ人当事者の証言が結集されたものであり、彼らの証言を基に、最終的な国家賠償と合衆国政府からの公式謝罪が勝ち取られたのである。

先に述べた通り、朝鮮戦争期の従軍状況は、日系アメリカ人の人種隔離部隊の解体以後のため、従軍実態については把握が難しい。加えて、軍人としての守秘義務、従軍者本人が過酷な戦闘経験によってトラウマを抱えていたことなどが要因となり、多くの従軍者は長らく私的にも公的にも自身の従軍経験を語れないままであった。日系二世の退役軍人の多くは、晩年になって自身の経験を語り出すケースが大半である。やはり貴重な一次資料として評価できる

だろう。

本研究で用いる一次資料については、インタビュー調査の他、退役軍人が執筆した自伝の記述も一部援用し、加えて退役軍人会が中心となってまとめた朝鮮戦争期日系アメリカ人兵士のインタビュー集などの刊行物、調査対象者から筆者に提供された退役軍人会が刊行したニューズレター、パンフレット、追悼行事などを取めたビデオ、DVDなども参照する。調査はカリフォルニア州で実施した。その理由としては、カリフォルニア州は第二次世界大戦以前より、当時のハワイ準州を除いて、合衆国最大の日系人人口を抱えていたためである。調査対象者の大半はカリフォルニア州出身かあるいはカリフォルニア州育ちであるが、元々の出生地はワシントン州（シアトル）やハワイ州など日系アメリカ人の人口が多い他の地域の出身者も含まれる。カリフォルニア州出身者の場合、大半は10代で日系アメリカ人に対する強制立ち退き・収容を経験している者が多く、これは調査対象者たちも例外ではない。先に紹介したミヤマラを除き、今回扱う調査対象者は全員、朝鮮戦争が初戦にあたる²⁵⁾。

筆者が朝鮮戦争期の日系アメリカ人二世の退役軍人を対象にインタビューを始めたのは2008年11月である。インタビュー開始時で調査対象者の大半は80歳前後であった。ある日系アメリカ人のNGO団体からJAKWVの役員を紹介されたことがきっかけであった。JAKWVはカリフォルニア州ロサンゼルスを活動拠点とする日系アメリカ人だけで結成された退役軍人会である²⁶⁾。同会の創設に中心的に携わった人々を中心にインタビューを始めた。以降は「スノーボール法」で、調査対象者本人から他の調査対象者を紹介してもらう方法を用い²⁷⁾、2019年10月までインタビュー調査を継続してきた。実施期間は2008年11月から2011年3月までと2015年5月から2019年10月までの期間で²⁸⁾、半構造化インタビューを実施した。インタビューは原則対面で、電話インタビューも一部実施した。調査対象者によっては一度限りとなった場合もあるが、基本的には一人当たり複

²⁴⁾ 臺丸谷「ハーシー・ヒロシ・ミヤマラはなぜ議会名誉勲章授与者となったのか」、53-54。

²⁵⁾ これは調査対象者を意図的に選定したのでなく、筆者のインタビュー開始時期により、第二次世界大戦を経験している超高齢者の退役軍人との接触はすでに難しかったためである。調査対象者は朝鮮戦争の退役軍人の中では比較的若い年齢層にあたる。

²⁶⁾ 1996年結成。2020年、会員の高齢化を理由に活動停止。ワダ氏からの情報提供による。

²⁷⁾ その他、大学教員、日系人団体や博物館の職員、ボランティア関係者などから口コミで紹介される場合もあった。

²⁸⁾ 調査開始時から2021年現在まで筆者は日本在住のため(2008-2017年まで東京都在住、2017年4月より2021年11月現在まで山口県在住)、調査は断続的に行っている。年にもよるがおよそ年1~2度のペースで、1回あたり2~4週間程度の手配で短期間渡航し、集中的な日程で実施している。また2020年以降、現在に至るまで新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響を受けインタビュー調査も停止となっており再開の目途は立っていない。2020年以降は対面が叶わない調査対象者へEメールや電話を用いて追跡調査を実施している。

数回実施している²⁹⁾。

聞き取り方法は、開始前にインタビューの同意書を交わし、インタビュー中は手書きメモと、許可が得られた場合はオーディオレコーダーの使用、調査実施前後に調査対象者の写真撮影をした。調査地はカリフォルニア南部にあたるロサンゼルスを中心に、北部のサンノゼ、サクラメントなど調査対象者の現在の居住地付近で行った。聞き取り場所は調査対象者の自宅、筆者の滞在するホテル居室やロビーラウンジ、街中のカフェ、博物館の一角を借用するなど様々であった。一回のインタビュー時間は特に制限を設けず、1時間から長い場合は半日近くになる場合もあった³⁰⁾。休憩時間や食事を挟み、調査実施前後に一緒に外出することもあった。インタビューの交渉から実施まで使用言語は全て英語である。インタビュー交渉の段階で本研究の目的を伝え、調査対象者から提出の希望があれば、調査対象者のキャリアや従軍背景に沿った大まかな質問をあらかじめ提示した。次はある対象者へ筆者が事前にメールで送った質問項目である。

1. 米国陸軍への志願を決意した理由を聞かせてください。
2. 朝鮮戦争期の任務について聞かせてください。
3. 除隊証明書を受け取り、祖国へ帰還した直後の経験について聞かせてください。
4. 朝鮮戦争GIビル恩給の恩恵を何か受けましたか。その場合どのような恩恵を受けましたか³¹⁾。

その他に、第二次世界大戦中の強制立ち退き、収容経験について、非経験者には当時の生活ぶりについて、また家族構成などについても尋ねた。

次からは実際のインタビュー結果に触れながら検討していく。今回は4名の退役軍人のインタビュー調査を基に検討した。内訳は男性3名（うち志願者2名、徴兵者1名）と女性1名である。合衆国には女性の徴兵制度はないため女性の従軍者は全員志願者となる。4名の略歴と服務経験は

別表にまとめた [Table1]³²⁾。本稿では4名を実名のイニシャルで記載した。イニシャルは英語の氏名表記にならない「名姓」の順とし、ミドルネームがある場合は省略した³³⁾。

IV. 従軍動機

4.1 朝鮮戦争期の徴兵と志願状況

本稿における「従軍動機」は志願者、徴兵者の両者を扱うため、志願兵による「志願動機」だけに限らずより広い意味で使用する。そして次の三つの問いを基に検討する。1. 志願者の従軍動機にはいかなる背景があったのか。2. 徴兵者はなぜ徴兵に応じたのか。3. 朝鮮戦争の従軍を経て従軍者の社会的地位は変化したのか。もし変化したのであれば、どのようにであったかである。そしてこれらの問いを明らかにするため、調査対象者の従軍動機を社会経済的事情、名誉・尊厳、忠誠心・愛国心という三つのカテゴリーに分け、それぞれの観点から考察した。

はじめに当時の日系二世たちはどのような条件下で志願、徴兵に応じたのかを確認しておく。朝鮮戦期に施行された徴兵法は1948年に制定され、18歳から26歳までの男性市民が徴兵対象とされた。19歳から29歳の男性には21か月の軍事訓練の招集に応じる責務があった³⁴⁾。第二次世界大戦期の徴兵法との大きな違いは、第一に在学中の場合徴兵の延期が認められたこと、第二に徴兵後に本人の意思で志願ができるようになったことである。例えば、1951年度には587,000人の男性市民が徴兵された。これは同年の全従軍者全体の32%にあたる。しかし実際は志願者のうち40から60%は「非徴兵の志願者」と分類され、徴兵を避けるための志願であった。つまり当時の若者たちは「朝鮮戦争の招集令状を受け取ると、彼らの選択した従軍の志願へと駆け込んだ」のだという。当時の徴兵対象年齢のアメリカ人男性は「軍隊生活への熱望ではなく、徴兵を避けるため」に志願したケースが多いのである³⁵⁾。

海兵隊所属であったR.W.もまた自身で従軍先を選択し

²⁹⁾ 一度限りのインタビューとなってしまった背景には、調査対象者の高齢化の問題がある。次回の面接までに体調を崩し対応が困難となったり、他界された方もいる。

³⁰⁾ 調査対象者にインタビューを依頼する初めの段階では、1時間程度の時間設定で交渉にあたっている。しかしこれまでのインタビューでは、多くの調査対象者が時間を大幅に超え、2時間、3時間もの長時間に渡り自身の経験を語った。

³¹⁾ 筆者から調査対象者（J.F.氏。本稿ではインタビューは紹介していない）へ送ったEメールより抜粋。2016年8月26日。

³²⁾ 調査対象者へのインタビュー調査の他、Sato, *Kiyo's Story*, Wada, *Americans in the Ancestry in the Korean War*, Wada, *From Internment, to Korea, to Solitude*など退役軍人による自伝やインタビュー集の記述も参考に作成した。

³³⁾ イニシャル表記は口述資料としての客観性を保つための暫定的措置であり、筆者に提供された情報の開示は調査対象者より事前に承諾を得ているため、実名公開については秘匿性がさほど高いものではないと考えている。そのため、本稿においては引用文献の一部から本名が特定できたり、簡単に類推できるものがあるがそのまま引用する。

³⁴⁾ Flynn, *The Draft, 1940-1973*, 116.

³⁵⁾ Flynn, *The Draft, 1940-1973*, 117-8.

たケースである。だがR.W.の場合、先の陸軍に徴兵され朝鮮半島の戦地に送られることを回避するために志願したのではなかった。むしろ彼は朝鮮半島への派兵を強く望んでいた。今回取り上げる4名の調査対象者のうちでも彼は最も志願を強く望んだ人物である。R.W.は自身の海兵隊再志願については、陸軍からの徴兵を避け、自身の憧れであり、すでに2年間の予備役で軍事訓練を終えていた海兵隊としての入隊を望んだためと説明した。

私は高校生の時に海兵隊の予備役として志願しましたが、初めに高校を卒業しなければなりませんでした。(高校在学中の)2年間は予備役でした。これは有事に限って招集があるものだからです。(予備役と所属している間に)戦争は起きませんでした。高校卒業時、それは(1950年)5月でしたが、朝鮮戦争が起こる1か月前に私は除隊証明書を受け取りました。それで1か月後の開戦時には再志願を決意しました。[略] 陸軍に徴兵される前に(海兵隊に再)志願したいと思ったからです。[略] そこで私は(R.W.の地元)レッドランズに住む親友に電話をかけ、「海兵隊に志願しようと思うんだけど、一緒に行かないか」と誘いました。そして(親友と)一緒に志願しました³⁶⁾。

R.W.が海兵隊への志願を熱望した理由については、あらためて4.3で論ずる。R.W.の語りにもみられるように、総力戦であった第二次世界大戦期に比べれば、召集令状を受けた後でも朝鮮戦争期は多少の選択の余地はあったことが判明する。

4.2 社会経済的事情

本研究のインタビュー調査では、志願、徴兵を問わず、その従軍動機を合衆国市民としての忠誠心の証明よりも、1950年代当時の自身の社会経済的事情を理由に語る傾向を確認できた。この背景には、朝鮮戦争が開戦した1950年6月時点で、第二次世界大戦(太平洋戦争)終結からすでに5年近くが経っており、もはや日系アメリカ人は合衆国政府から「敵性外国人」として扱われなくなったことが大きく影響しているだろう。先の大戦期における二世男性たちのように、必ずしも戦場で自身の命をかけて戦い、日系アメリカ人を代表して合衆国に対する忠誠心や愛国心を誇示

しなければならぬ訳ではなかったからである。インタビューにおいて「自身の生活のためであった」という回答が多く見られるのは、まさにこの時期が日系人にとって再定住期に当たるからこそであろう。だが、これは日系二世がより良い生活を積極的に求めて従軍したのだと解釈するよりは、現状の厳しい社会生活をかろうじて維持するために入隊したり、徴兵に応じたと見る方がより正確だろう。

強制収容政策が終わり、第二次世界大戦終結後も、世間における日系アメリカ人へ対する偏見や差別意識は早々に変わらなかった。合衆国生まれの日系二世は合衆国市民権を保持していたが、1940年代後半、1950年代となっても彼らに対する社会からの人種差別が障壁となり、高等教育を受ける機会と適切な仕事(特に大学卒業後の専門職への就職)を獲得する機会を阻まれていた。当時10代後半から20代前半であった若い日系二世たちにとって、これらは最も中心的な関心事であり、かつ解消すべき問題であった。

R.S.は陸軍に所属する志願兵であった。R.S.の生家はワシントン州スポケーンであったが、軍事制限区域から僅か外れていたため強制立ち退き、収容は経験していない。しかし、それゆえに第二次世界大戦下の生活はとて「厳しい」ものだったという。R.S.は自身の朝鮮戦争期の従軍動機を振り返り、経済的理由を第一に挙げ説明した。当時、日系アメリカ人に対する差別が障壁となり就職するのは困難であったため、生活の改善を目指して陸軍へ入隊したが、朝鮮半島での従軍自体を積極的には望んでいなかったと語った³⁷⁾。R.S.は朝鮮半島での激闘で両足を負傷し、この傷の後遺症により生涯に渡る歩行機能の障害を負った。1951年のカリフォルニアに帰還後すぐに除隊を迎えた。次は帰還直後の経緯についての語りである。

R.S.: 1951年12月、ええ12月ですね。(スポケーンから)ロサンゼルスにやってきました。

筆者: (R.S.さんが)24歳くらいの時でしょうか。

R.S.: ええ、母と母の兄(伯父)と一緒に来ました。彼(R.S.の伯父)は鉄道の仕事をしていました。(伯父が)退職した頃だったのだらうと思います [略]。

筆者: それで南カリフォルニア(大学)へ進学された。

R.S.: いえ、ここ(ロサンゼルス)に来て、短大に行きたかったのです。[略]。(19)52年のことでした。1学期だけ短大に通ってから(スポケーンの)また両親の住む

³⁶⁾ R.W.インタビュー。2008年11月実施。

³⁷⁾ R.S.インタビュー。2008年11月、2009年9月実施。

実家に戻りました。1学期だけで実家に帰りたくなったのです。(いわゆる)GIビル恩給(による進学)ですね。

R.S.は実家から通学可能な大学へと移り、後に南カリフォルニア大学で土木工学を専攻し、技術者となった。

R.S.の語りにもある通り、祖国へ生還することができれば、朝鮮戦争GIビル法に基づく軍人恩給は人種を問わず全員の軍人へ平等に支給された。今回取り上げた調査対象者の中では、入隊当時、すでに大学院修士課程まで修了し、看護師として働いていたK.S.を除いた、3名全員が進学のために朝鮮戦争期の軍人恩給を利用している。

「生活のため」という退役軍人の回答には自分自身の生活だけでなく、自分の家族の生活を含む場合もある。この時期は西海岸出身者が収容所を出所し、ようやく仕事も起動に乗り出した時期ゆえに一家の生活を維持するために戦地に赴いた場合も見られる。次に紹介するM.T.は、1952年に陸軍へ徴兵され衛生兵として朝鮮半島へ派兵された。召集時、彼は大学に在学していた。退役軍人会のインタビュー集では「自分の家族や日系アメリカ人コミュニティに恥をかかせないため徴兵に応じる準備ができていた」と語っているが³⁸⁾、筆者とのインタビューにおいては「徴兵はアメリカ市民権を持つ二世男性としての義務であったためやむなく従軍した」と答えている⁴⁰⁾。M.T.にとって徴兵に応じることは、日系二世の男性でも当時から認められていた、良き合衆国市民としての実践的行動であったと解釈することができる。

女性看護兵士であったK.S.の場合、志願動機は当時の二世女性として社会的立場の改善にあった。K.S.は他の3名の調査対象者に比べると年齢が5歳ほど上にあたる。そのため高等教育への進学の時期は第二次世界大戦期に重なっており、他の調査対象者と比べても進学は極めて困難であった。K.S.はWRAの再定住計画により、1942年秋にいち早く収容所を単身で出所し、ミシガン州の短大へ進学している。しかし収容所の外に一歩出れば彼女は未だ「敵性外国人」の「ジャップ」であることに変わりなく、生活は困難を極めた。加えて彼女は女性であるため、エスニック・

マイノリティであることに加え、ジェンダーにおいても社会的に下位に置かれていたと考えられる⁴¹⁾。

K.S.は最終的には看護学の修士課程を修めている。初めの出願は1944年であった。後の進学先となるウェスタン・リザーブ大(Western Reserve University)の他に「アイビー・リーグ」として名高いイエール大学(Yale University)、名門校であるジョンズ・ホプキンス大学(Johns Hopkins University)という二校を加えた計三校の大学の看護学科への出願を試みている。しかし「祖先の人種の事情」を理由に「前例が無い」ということで入学を拒否され、可否の通知すら受け取れなかったのである。

次は、短大卒業間近の1944年春になっても四年制大学への進学が決まらず、いよいよ進路先に困ったK.S.が、短大へ求人によって来た海軍へ志願を試みた時の説明にあたる。

私は(海軍の)人事士官に志願を申し出ましたが、私は人種的に問題がある(I was the wrong color.)ことを理由に断られてしまいました[略]だから志願できなかったのです。[略]看護大学も同じ(人種的)理由で断られました。看護大学にも人種的に問題があるとして入れなかったのです。イエール、ジョンズ・ホプキンス、ウェスタン・リザーブ(大学)すべて(の大学)です⁴²⁾。

この様にK.S.から太平洋戦争下では、日系アメリカ人に対する人種差別が障壁となり、大学進学が非常に困難であったことが語られた。戦後1947年になって彼女はこれら三校へ再志願している。今回は「三校それぞれから合格通知無し³⁾の入学手続き書類だけを受け取る」ことができ、「その中からウェスタン・リザーブ大学を選んだ」のであった⁴³⁾。

K.S.は給付制の看護学プログラムに進学し、大学付属病院で勤務する傍ら学問に励んだ。自身の著書では、その頃に起きた出来事として次のエピソードを紹介している。「新しい経験として、私は(大学のあるオハイオ州クリーブランドから実家のあるカリフォルニア州サクラメントまで)カナダ経由で帰省してみた。ヴィクトリア市のレストランは私に給仕することを拒んだ。沢山の空席は全て予約

³⁸⁾ R.S.インタビュー。2008年11月実施。

³⁹⁾ Wada, *Americans in the Ancestry in the Korean War*, 190.

⁴⁰⁾ R.S.インタビュー。2009年11月実施。

⁴¹⁾ K.S.の経歴は2010年11月に実施したインタビューとSato, *Kiyo's Story*を基に構成した。またK.S.の従軍については、臺丸谷「*Kiyo's Story*にみる日系アメリカ人二世女性の『再定住』」を併せて参照のこと。

⁴²⁾ K.S.インタビュー。2010年11月実施。

⁴³⁾ Sato, *Kiyo's Story*, 279-280. 傍点は筆者による。

で満席であると告げられた」⁴⁴⁾。K.S.は戦後、かろうじて進学を叶えたが、依然、世間の厳しい差別は継続していたことが伺われる。

しかし、その一方でK.S.自身は志願理由を、単なる当時の日系二世に対する社会的境遇だけでは説明せず、若者特有の恐れを知らない感覚、未知のことに対する好奇心であったとも語った。「私はまったく世間知らずでした。軍隊での生活についてもまったくわかっていなかったんです。だから（朝鮮戦争期に）場所を問わない海外での任務へ志願しました。私は（海外の）違う場所に興味がありました。私は（任務地で）面白い体験をしました。そしてそれは（本当に）楽しかったのです。（It was interesting.）」。ここでK.S.が自身の朝鮮戦争期の従軍を振り返り、「楽しかった」と答えた意味を理解するためには、やはり先に見てきた従軍以前の彼女を取り巻く厳しい社会状況を考慮しなければならないだろう。K.S.にとって空軍への志願は、当時の彼女が許容された社会進出のための数少ない選択肢の中の一つだったのである。

調査対象者の従軍経験からは、結果的に彼ら／彼女らの従軍が合衆国社会における人種差別を克服する転換点となったことがわかる。だが朝鮮戦争から生還した後も、日系二世に対する世間の人種差別は一朝一夕には変わらなかった。

先に紹介したM.T.は除隊後、徴兵前に所属していたカリフォルニア州ロサンゼルス校（UCLA）にGIビル恩給を使い復学し、会計学を修めた。次はM.T.が会計士としての就職先活動中に、ある会社の面接で体験したことについての語りである。

M.T.：最終的に若いマネージャーが出てきました。「私たちはあなたの成績、課外活動の経歴、人柄——営業のためには外部の人とも人づきあいがありますから——すべてにおいて貴方を好ましく思います。しかし私たちは東洋人（Orientals）を雇いません」。だから私（M.T.）は言ってやったんです「私はこの国のために戦争に行きました。そして生還出来て幸運でした。その私に職を与えられないというのですか」と。その男性は気の毒そうに、とても気の毒に感じたようで、うなだれていました。そして「申し訳ない」と言いました。「申し訳ない。も

し私ができることなら貴方を採用したい。しかし会社としてはダメなのです。会社の方針として貴方を雇うことはできないのです」と。

筆者：（それは）1955年ですか。

M.T.：ええ、（19）55年の夏です⁴⁶⁾。

先のK.S.にも見られたように、朝鮮戦争から帰還後も世間の厳しい差別に直面したエピソードは、日系二世の退役軍人から数多く語られている。

4.3 名誉・尊厳

先の項において1950年代に至っても日系アメリカ人に対する社会からの差別は厳しく、日系二世の市民権は、合衆国市民でありながら充分保証されていなかったことを確認した。これは社会経済的理由からだけでなく、一部の調査対象者が心情的な理由を第一として挙げる点にも表れている。「どうか笑わないでほしい、私は戦争そのものを体験したかったのです」と自身の従軍動機を説明したのは前出のR.W.である。R.W.は特に自身が海兵隊の退役軍人であることに誇りを持っており、海兵隊への志願理由についても海兵隊に対する憧れを強調した。R.W.は9人兄弟姉妹の末（五男）にあたり、R.W.を含めた男兄弟5名は全員が合衆国軍隊への従軍経験を持つ。長男から三男までは第二次世界大戦期に合衆国陸軍に従軍し、生還している。うち次男と三男は第442陸軍連隊所属であった。2歳違いのすぐ上の兄（四男）はR.W.と同じく朝鮮戦争の戦闘員として服務した。先に紹介した「戦争そのものを体験したかった」という言葉は、R.W.が70歳代後半になり地元カリフォルニア州の高校で講演をしたとき、「合衆国政府に強制収容所にいれられたのに、なぜ海兵隊へ従軍し、祖国のために（朝鮮）戦争へ行ったのですか」という高校生からの質問に対する答えであると説明した。

だから私は彼（質問した高校生）に語りました。それは合衆国が私の祖国だからです。例え祖国が過去私にどの様な扱いをしたとしてもです。私はそれでもアメリカ人だからです。でもどうか笑わないでほしい、私が海兵隊に志願したのはさほど祖国のためという訳ではなかったのです。私が志願したのは、戦争そのものを体験したかつ

⁴⁴⁾ Sato, *Kiyo's Story*, 280.

⁴⁵⁾ 傍点は筆者による。K.S.インタビュー。2010年11月実施。

⁴⁶⁾ M.T.インタビュー。2019年3月実施。

たからです。私は戦争に行き、戦争とはどんなものであったのかということを見たかったのです。私の兄たち——2人の兄は第442部隊を経験しました。そして私もまた良い兵士になれることを証明したかったのです⁴⁷⁾。

「戦争を体験したい」、「良い兵士になれること」の「証明」というこれらの言葉には二世兵士になってこそ、ようやく一人前の男として認められるというR.W.特有の二世男性観が表れている。しかし、これは同時代を経験した、日系アメリカ人男性の多くが共通して持っていた価値観だったとも考えられる。第二次世界大戦後、日系アメリカ人強制立ち退き・収容の経験を振り返る際に、日系アメリカ人男性は当時の二世部隊の活躍と犠牲について言及することを好む傾向にあるという⁴⁸⁾。すなわち、第二次大戦以後の日系アメリカ人の男性性の構築と名誉回復には二世部隊の存在が深く関わっているのである。このR.W.個人の語りにも、米国軍兵士、とりわけ戦闘員となることこそが一人前の成人男性としての証明となるという考えが見られる。

この価値観を説明する背景として、合衆国社会には「市民兵士」(citizen-soldier)という考えが根強く存在する。正規の国軍となれば、その人物の「市民」としての立場が国家や社会から保証される、つまり、国軍への従軍を担保にして従軍者が市民権を獲得する、あるいは既得の市民権を「十全」にするという考えである。これはとりわけ合衆国においてマイノリティが軍隊へ動員される際に利用されてきた。軍隊は「市民兵士」という思想を基に、人員の統合、排除、再編をくり返してきたのである。

James Burk (1995)はこの「市民兵士」の概念を次のように説明する。合衆国社会では「(「市民兵士」という考えに基づいて)多くの外国人(alien and strangers)が、従軍を経て市民となった」。また、「市民の地位(the status of citizen)」には「変動性(variability)」があり、「市民権」は「人の社会的立ち位置を示す一つの指標」である。そして「市民権」とは「これを保持しているのかや、富や権力の総数で測るのではなく、その市民が承認を享受する(enjoy recognition)ことができるか、さらに政治的コミュニティにおける重要な構成員として、仲間の市民たち

(fellow citizens)から尊敬されうるかということが問題となるのだ」と述べ、「市民権」とは「私たちの敬意と名声の問題なのである」と結論づけている⁴⁹⁾。

つまり、R.W.の第一の志願理由は、彼自身が生きる合衆国社会における正式な構成員としての承認を求めているのだと言い換えられるだろう。R.W.が海兵隊であることを自身の何よりの誇りであるとする語りの裏には、当時の日系二世が直面していた市民権の問題が見えるのである。

4.4 忠誠心・愛国心

4.2で触れたように第二次世界大戦時と比べ、従軍者達があまり自身の国家に対する忠誠心や愛国心を強く主張しないのは、必ずしも彼らの合衆国に対する忠誠心・愛国心の希薄さを意味するのではない。むしろ国家からの不当な人種差別を受けながらも自分自身の揺るぎない愛国心を維持した人々といえるのではないか。国家に対する忠誠心や愛国心における考え方は、やはり日系二世に特有に見られる。

以下は再び二世女性であるK.S.のインタビューである。筆者から第二次世界大戦期に国家により自身と家族が過酷な状況に置かれたにもかかわらず、志願しようと考えたのはなぜだったのか。つらい過去の経験から従軍をためらうことはなかったのかという問いに対しての返答である。

K.S.: いいえ、まったく、まったく(ためらいは)ありませんでした。それはその人がどこの出身であるかによると思います。確かに私は日系(Japanese)です。ええ、しかし、(日本生まれの日本人との違いは)私はここ(合衆国)で生まれたということです。もし私が日本で育ったらうまく(合衆国社会に)適応しなかったでしょう、なぜなら……。

筆者:(もし幼少期を)日本で過ごしていたらということですね。

K.S.: その通りです。私はアメリカ人として生まれ、そして私たちが覚えておかなければいけないのは、当時、ある特定の(日系アメリカ人)家族にとってはそれが難しかったということです。その人たちは日本帰還を選び、そして本当に悲惨な、悲惨な時期を過ごしました⁵⁰⁾。そ

47) M.T.インタビュー。2019年3月実施。

48) 小林『ジェンダーとエスニシティで読むアメリカ女性作家』, 155.

49) Burk, "Citizenship Status and Military Service," 503-506.

50) 第二次世界大戦下で実施された日米戦時交換船や、1945年以降の「『本国送還』政策」(村川『境界線上の市民権』, 245.)により、合衆国市民権を保持している者が市民権を放棄後日本へ帰還したり、反対に、日本への帰国者が市民権を回復後、再び合衆国へ渡航した。「本国送還」政策については村川『境界線の市民権』第4章に詳しい。

の人たちは次々と（合衆国へと）戻ってきましたが、それがどれくらいの期間であろうとも、どんな経験であろうともです。[略] 決して易しいことではありませんでしたが、しかし私のルーツはここ（合衆国）であるということです。私の父はそのような心情の持ち主でした。（日系二世の）子供たちはミックス（mix）あるいは二重の（double）忠誠心（loyalty）——私は「忠誠心」という言葉をここで使いたいと思います——を持つべきではないと。

筆者：「二重の忠誠心」ですか。

K.S.：二重の忠誠心——彼ら（日系二世のこと）はここ（合衆国）で生まれ、彼らの義務はここにある、だからこそ、おそらくですが、私たち（K.S.を含め彼女の兄弟姉妹全員が日本には行かず）ここにとどまった理由なのだと思います⁵¹。父は他の（日系一世の）人々に親は（日系二世）の子供たちを（教育のために）日本へ行かせてはならないと忠告していました。（日本に教育のために送られた子供たちが）問題を抱えることは十分わかっていましたから。まったく新しい環境で新しい言語ですべてを学ぶというのは子供にとって易しいことではありません。彼（父親）はここ（合衆国）でできる最善のことはしたかったのです。

筆者：「二重の忠誠心」という認識（考え）は（貴方の）父親によるものということですよ、その様に貴方に教えたのですか。

筆者：父はとても賢い人でした。とても賢かったです。

K.S.は簡単な言葉では言い表せない複雑な自身の愛国心の在り様を、日系一世であった父親の考え、価値観のエピソードを通して説明したのである。これは先に紹介したR.W.の志願動機にあった「たとえ祖国がどのような扱いをしたとしても」合衆国が自分の祖国であるという認識にも共通するものであろう。彼らの愛国心や忠誠心の語りからは、ただ妄信的に祖国を信望するのではなく、たとえ国家が自分自身を不当に扱ったとしても、自身は合衆国市民であることに変わりはなく、市民としての義務を果たすのだ、という日系二世の退役軍人ならではの考えと強い決意を見ることができる。

最後に本節のはじめに掲げた問いに沿ってまとめておく。志願者の従軍動機については、これは徴兵者にも共通して、第一に社会経済的な事情があった。多くの日系二世は、当時の人種差別と強制収容経験後の貧困が理由で大学進学と専門的な職業への道が阻まれていた。朝鮮戦争開戦時は、第二次世界大戦が終結し、収容所から出所してから約5年が経ち、自身や家族の生活がようやく軌道に乗り始めていた頃であった。生活を維持するために、あるいは改善するために従軍したのである。徴兵の場合は、合衆国市民の義務を果たすことで、模範的市民としての行動を示し、社会参入を目指したのであった。

しかし、彼らの従軍・志願理由を社会経済的事情だけに帰結することはできない。合衆国市民の一員としての社会承認を得たいという、心情的かつ現実的な希望からの場合もあった。そして彼らの愛国心や忠誠心からは、日系二世独自の認識を見ることができる。最後に従軍者の従軍前後における生活の変化についてであるが、当然ながら変化はあった。徐々にではあるが、生活は改善され、1950年代初期の従軍経験はその後の生活が好転していくための転換点であったことは確かだろう。事実、[Table1]の通り、今回取り上げた調査対象者4名全員が、除隊後、専門職に就いている。合衆国の軍人になったからこそ、祖国帰還後の彼ら／彼女らの生活が保障されたのである。

V. おわりに

本稿は1950年代の日系二世の歴史の見直しとして、日系アメリカ人の朝鮮戦争期の従軍経験を取り上げ、最定住期における従軍背景と従軍動機について検討した。日系二世は生得の権利として市民権を所有していたが、太平洋戦争終結直後の国内での差別は依然厳しく、彼ら／彼女らを苦しめ続けた。結果的には朝鮮戦争期に軍隊へ入ることをきっかけとして、社会的困難を克服し、社会参入を果たせたのであった。当然、徴兵に応じたり、軍隊へ志願することは、日系二世の明確な合衆国に対する国家忠誠と愛国心の表明となった。しかし、これは本来、保証されてしかるべき市民権を自らの生命を担保することで補完し、「一級市民」としての権利獲得を目指した行為に他ならないのである。

⁵¹ 太平洋戦争開戦以前は、日系一世たちが、自身の日本の実家や親戚宅へ日系二世の子供たちを数年間に渡って預け、子供たちに日本での初等・中等教育を受けさせるケースがあった。開戦以前に合衆国へ帰国できた者もいるが、様々な事情によりそのまま日本にとどまり、戦後に再び合衆国へ渡った者もいる。日系アメリカ人社会では、日本で一定期間教育を受け、再び合衆国へ戻ったこれらの人々を他の日系二世たちと区分して「帰米二世（Kibei）」と呼ぶ。

皮肉なことに彼らの社会における差別との闘いの結果であり「良き市民」としての実践的な行為であった朝鮮戦争への従軍は、同時代の合衆国社会、特に為政者が求めるマイノリティ兵士像と見事に合致し、当時の人種・エスニシティとジェンダーの規範を脅かすことはなかった。それゆえに社会参入を果たすきっかけとなったのであった。たしかに除隊後も世間の差別は継続したが、生活が徐々に好転していくのも、やはり当時から日系二世の従軍は合衆国社会が認めるマイノリティの市民像にふさわしいものと見なされたからである。

次に口述資料の有用性についてまとめておく。退役軍人の語りを通して日系二世の退役軍人の参戦動機を考察するに当たり、当時の彼ら／彼女らの市民権の状態、経済社会的状況、GIビル恩給へのアクセスの程度や、再定住過程が従軍動機を測る上での指標となりえることが指摘できる。さらに退役軍人それぞれの個人の声（語り）は日系二世の従軍動機を明示し、加えて動機の多様さと複雑さをも同時に示した。しかし、一方でこの多種多様な個人的な戦争経験を一つの物語（集団的記憶）として集約してしまうことは、一つ一つの経験が忘却されていくこととも紙一重であり、危惧される。これは口述資料の重要性とは、多層的かつ多様な個人の語りにこそあり、個人の声（語り）は単独ではパブリック・ヒストリーそのものとは言えないが、個人の声の集約こそがパブリック・ヒストリーを形作ることの証左であると考え⁵²⁾。

本稿では退役軍人の従軍動機にのみ焦点をあてたが、朝鮮戦争期日系アメリカ人兵士の歴史的重要性とは、彼ら／彼女らが日本、朝鮮半島、その他の東アジア地域と合衆国を結ぶ境界的存在であったこと、つまり日系二世の従軍経験を通して朝鮮戦争下のエスニシティを巡るダイナミズムとポリティクスを考察できることにこそあると考える。例えば、朝鮮半島での戦闘任務の際に朝鮮半島の地元の人々とアメリカ人の上官の「橋渡し役」をする日英通訳の役割を果たしたエピソードなどが挙げられる。今回は議論の可能性を提示するにとどめ、今後の課題としたい。

謝 辞

本研究は、JSPS科研費JP16K16670（2016-2019年度）およびJP19K20594（2019-2022年度）の助成を受けたものである。また本研究の調査実施にあたり常に快くインタビューに応じ、貴重な資料提供を頂いたロバート・M・ワダ氏をはじめとする調査対象者の皆様に厚く御礼申し上げます。

引用文献

- Burk J: Citizenship Status and Military Service: The quest For Inclusion by Minorities and Conscientious Objection. *Armed Forces & Society*. **21** (4), 503-529 (1995)
- 臺丸谷美幸: *Kiyo's Story*にみる日系アメリカ人二世女性の「再定住」。比較文化研究, **106**, 81-96 (2013)
- . ハリウッド映画に描かれた朝鮮戦争下の二世兵士——ジェンダーとエスニシティの視点から. 情報文化研究, **11**, 118-137 (2014)
- . 冷戦初期における日系アメリカ人の朝鮮戦争従軍経験——ジェンダーとエスニシティの視座から. 博士論文, お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科, 東京 (2014)
- . ハーシー・ヒロシ・ミヤムラはなぜ議会名誉勲章授与者となったのか——1950年代の朝鮮戦争期日系人兵士像の考察. *AALA Journal* (アジア系アメリカ文学研究), **24**, 51-55 (2019)
- Department of Veterans Affairs. "America's Wars." Accessed November 29, 2021. https://www.va.gov/opa/publications/factsheets/fs_americas_wars.pdf.
- Dudziak L. M: *Cold War Civil Rights: Race and the Image of American Democracy*. Princeton University Press, Princeton [NJ] (2002)
- Harry S. Truman Library & Museum. "Executive Order 9808." Harry S. Truman Library & Museum. Accessed November 29, 2021. <https://www.trumanlibrary.gov/library/executive-orders/9808/executive-order-9808>.

⁵²⁾ National Council on Public History (NCPH) は、パブリック・ヒストリー (public history) の定義について「パブリック・ヒストリーとは、世界中の歴史が存在するところにある多種多様な手法である。その意味において、これは現実世界の諸問題 (real-world issues) に応用可能な歴史学である」と説明している。本稿もこの定義に倣う。National Council on Public History, "How do we define public history?"

- Flynn Q. G: *The Draft, 1940-1973*. University Press of Kansas, Lawrence [KS] (1993)
- Sato K: *Kiyo's Story: A Japanese-American Family's Quest for the American Dream*, Soho Press, New York (2009)
- Go For Broke National Education Center. "Korean War." Go For Broke National Education Center. Accessed November 29, 2021. https://www.goforbroke.org/learn/history/combat_history/korean_war/index.php.
- Hansen A. "Resettlement: A Neglected Link in Japanese America's Narrative Chain." REgenerations[sic] Oral History Project: Rebuilding Japanese American Families, Communities, and Civil Rights in the Resettlement Era Los Angeles Region: Volume II. ed. Japanese American National Museum et al. Accessed November 29, 2021. http://texts.cdlib.org/view?docId=ft358003z1&doc.view=entire_text.
- Harry S. Truman Library & Museum. "Executive Order 9981: Desegregation of the Armed Forces." Harry S. Truman Library & Museum. Accessed November 29, 2021. <https://www.trumanlibrary.gov/node/320313>.
- Kim M: *The Interrogation Rooms of the Korean War*. Princeton University Press, Princeton [NJ] (2019)
- 小林富久子: *ジェンダーとエスニシティで読むアメリカ女性作家——周縁から境界へ*. 学藝書林, 東京 (2006)
- 村川庸子: *境界線上の市民権——日米戦争と日系アメリカ人*. お茶の水書房, 東京 (2007)
- 中野耕太郎: *市民権改革の始動——冷戦と人種問題*. 紀平英作 (編) *帝国と市民——苦悩するアメリカ民主制*. 山川出版社, 東京 166-212 (2003)
- Nakasone E: *The Nisei Soldier: Historical essays on World War II and the Korean War*. J-press, White Bear Lake [MN] (1999)
- National Council on Public History. "How do we define public history?" Accessed November 29, 2021. <https://ncph.org/what-is-public-history/about-the-field>.
- United States Department of Veterans Affairs. "Data on Veterans of the Korean War. Assistant Secretary for Planning and Analysis Office of Program and Data Analyses, June 2000." Accessed November 29, 2021. <https://www.va.gov/vetdata/docs/SpecialReports/KW2000.pdf>.
- US Capitol Visitor Center. "The Women's Armed Services Integration Act." US Capitol Visitor Center. Accessed November 29, 2021. <https://www.visitthecapitol.gov/exhibitions/congress-and-world-wars-part-2/womens-armed-services-integration-act>.
- 和田春樹: *朝鮮戦争*. 岩波書店, 東京 (1995)
- Wada R: *From Internment, to Korea, to Solitude*. BookSurge, Charleston [SC] (2010)
- Wada R. and Japanese American Korean War Veterans Inc. Uyematsu N (ed) : *Americans in the Ancestry in the Korean War: Stories Those Who Served*. Paragon Agency Publishers, Fullerton [CA] (2009)
- 山倉明弘: *市民的自由——アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー*. 彩流社, 東京 (2011)
- 柳田由紀子: *二世兵士激闘の記録——日系アメリカ人の第二次大戦*. 新潮社, 東京 (2012)

[Table1] 調査対象者の略歴

| 氏名 (志願/ 徴兵の 区分) | 性別 | 誕生年月 | 出生地 | 所属軍/階級 | 従軍期間 | 最終学歴 | 除隊後の職業 | 収容経験 |
|--------------------------|----|----------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| R.W. (志願) | 男性 | 1930年8月 | カリフォルニア州レッドランズ | 米国海兵隊第1師団第一戦車大隊司令部→D中隊軍曹 | 1950年10月-1951年4月: カリフォルニア州サン・ディエゴ、ペンドルトン海兵隊基地 1951年5月-1952年5月: 朝鮮半島にて服務。釜山港より上陸、仁川より日本経由で帰還。 | ロサンゼルスシティ・カレッジ準学士卒 | 1960年カリフォルニア州とネバダ州の測量士資格取得。会社勤務後1972年に独立し、フラトン市内に個人事務所を構える。 | ポストン収容所 (1942年6月-1945年8月) ※仮収容所の経験はなし。 |
| R. S. (志願) | 男性 | 1928年11月 | ワシントン州スポケーン | 米国陸軍第4師団F中隊語学課報部隊語学学校 (Military Intelligence Service Language School, MISLS) → GHQ 本部翻訳通訳局 (ATIS) (東京) → 第31歩兵部隊北海道部隊 (札幌) → 第7師団 → 第7師団の一員として朝鮮半島に派兵される。 | 1947年: カリフォルニア州モンレー、プレシデオのMISLSに入学。語学課報部隊としての訓練を受ける。 1949年: 東京のGHQ本部で服務後、札幌へ移動。任期終了間際に朝鮮戦争が勃発、朝鮮半島へ派兵。戦闘員として長津湖の戦い (1950年11-12月) 参戦中に両足を負傷。日本で治療後、帰還。 1951年: カリフォルニア州にて除隊。 | 南カリフォルニア大学卒、土木工学 (civil engineering) 専修 | 大学卒業、合衆国陸軍工兵隊に技術者として28年勤務。 | 実家が強制立ち退きを命ぜられた軍事制限区域より外れていたため収容経験なし。 |
| M. T. (徴兵) | 男性 | 1929年2月 | カリフォルニア州サン・ベドロ (1941年12月にロサンゼルスへ転居) | 第40歩兵師団 → 第224歩兵連隊救護中隊第40師団 | 1950年11月-1951年4月: カリフォルニア州Cooke陸軍駐屯地にて軍事訓練を受ける。 1951年4月-1952年1月: Camp Haugen (青森県八戸) 駐屯。 1952年2月-1952年10月: 朝鮮半島にて服務、仁川から佐世保 (長崎県) を経由し、ワシントン州シアトルへ帰還。 | カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (UCLA) 卒、会計学専修 | 大学卒業後、会計士として企業に就職。30歳の頃アナリストとして転職し、後年は複数の会社役員を歴任する。JACCC役員。 | ※一世の父親は太平洋戦争開戦と同時に不当逮捕され、FBIに連行。サンタ・アニタ仮収容所 → アマーチ収容所 (1942年5月5日-1945年10月初旬) |
| K. S. (志願) | 女性 | 1923年5月 | カリフォルニア州サクラメント | 米国空軍看護部隊キャプテン | 1950年秋-1951年春: テキサス州Sheppard空軍基地で訓練を受ける。 1951年春-1952年春: クラーク空軍基地 (フィリピン、マニラ)、フィンカム空軍基地 (日本、東京立川) に派兵。看護任務に従事。 1952年6月: 日本からサンフランシスコへ帰還。 | ウェスタン・レザーブ大学看護学修士課程修了 | サクラメント市公立病院の看護師として20年勤務後、小児用眼科専門の看護師として独立。 | サクラメント仮収容所 → ポストン収容所 (1942年5月-1942年10月) |